

決算特別委員会

- ◎ 開催日時 平成 27 年 11 月 9 日（月） 8 時 59 分～9 時 07 分
- ◎ 開催場所 議員室
- ◎ 説明員 三日月知事、西嶋副知事、宮川知事公室長、堺井総合政策部長、青木総務部長、拾井琵琶湖環境部長、藤本健康医療福祉部長、福永商工観光労働部長、安田農政水産部長、桑山土木交通部長、田端会計管理者、森野企業庁長、笹田病院事業庁長、河原教育長、笠間警察本部長、猪田人事委員会事務局長、北川代表監査委員、高砂監査委員事務局長、竹内労働委員会事務局長、日爪議会事務局長

◎ 議事の概要

1 付託案件

- (1) 議第 126 号 平成 26 年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

前回の委員会で問題となった点について、正副委員長の協議結果として、当局に対して申し入れるべく以下の内容を委員長報告に盛り込んでどうかとの提案が委員長からあった。

- ・ 県営住宅神領団地の用地の借地料については、債務負担行為として定めるべきである。
- ・ 長期継続契約を締結した事案で長期にわたり多額の支出を必要とするものについては、議会への報告を行うこと。

このことについて、委員からは、正副委員長の協議結果には賛成だが、当局に申し入れるという観点から、委員長報告だけではなく附帯決議を付すべきではないか、との意見が出された。

[結果] 賛成多数で認定すべきものと決した。

- (2) 議第 126 号 平成 26 年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対する附帯決議案について

[結果] 賛成多数で議第 126 号に対する附帯決議とすることに決した

(附帯決議)

知事は、来年度以降の事業執行に当たり、次の措置を講ずべきである。

- 1 県営住宅神領団地の用地の賃貸借契約に係る借地料については、債務負担行為として定めること。
- 2 地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約として締結した契約であって長期にわたり多額の支出を必要とするものについて、速やかに議会に報告すること。

- (3) 議第 127 号 平成 26 年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

[結果] 全員一致で認定すべきものと決した。

(4) 議第 128 号 平成 26 年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

[結果] 全員一致で認定すべきものと決した。

(5) 議第 129 号 平成 26 年度滋賀県水道用水供給事業会計決算の認定を求めることについて

[結果] 全員一致で認定すべきものと決した。

2 委員長報告

委員長に一任された。

